

埼玉県公安委員会規程第7号

駐車監視員資格者講習及び認定審査の実施に関する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

埼玉県公安委員会委員長

駐車監視員資格者証に係る講習及び認定の実施並びに交付等手続に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定により埼玉県公安委員会が行う放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）及び同号ロの規定により駐車監視員資格者講習を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定（以下「認定」という。）の実施並びに同条の規定による駐車監視員資格者証交付等手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車監視員資格者講習の実施基準)

第2条 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、次に掲げる基準により、駐車監視員資格者講習を行うものとする。

- (1) 受講者に対し1年に1回以上行う。
- (2) 1回の講習は、3日間で15時間とする。
- (3) 1回の講習のうち、1時間を修了考査とする。

2 1回当たりの受講者数は、講習効果等を勘案し、適正な人員となるように配慮するものとする。

(認定の実施基準)

第3条 交通指導課長は、次に掲げる基準により、認定を行うものとする。

- (1) 受検者に対し1年に1回以上行う。
- (2) 書類審査と1時間の認定考査により行う。

(合格基準)

第4条 第2条第1項第3号の修了考査及び前条第2号の認定考査については、正答率90パーセント以上をもって合格とする。ただし、各考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず不合格とする。

(駐車監視員資格者証の交付)

第5条 駐車監視員資格者証の交付は、駐車監視員資格者証交付申請書の提出を受けた警察署長を経由して行うものとする。

(駐車監視員資格者証の交付拒否)

第6条 法第51条の13第1項各号のいずれかに該当しないことにより、駐車監視員資格者証を交付しないこととしたときは、駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(駐車監視員資格者証の返納命令)

第7条 交通指導課長及び警察署長は、法第51条の13第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による駐車監視員資格者証の返納の命令に必要な事項を、速やかに埼玉県警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告を受けたときは、必要な事項を調査し、駐車監視員資格者証返納命令上申書(様式第2号)により、速やかに公安委員会に上申しなければならない。

3 法第51条の13第2項により返納を命ずるときは、駐車監視員資格者証返納命令書(様式第3号)を交付して行うものとする。

(細目的事項)

第8条 この規程を実施するため必要な細目的事項は、本部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第1条の規定の適用については、同条中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則(平成18年5月26日公安委員会規程第13号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6関係）

（表面）

埼玉県公安委員会指令丁第

号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

（住 所）

（氏 名）

殿

年 月 日付け（受理番号 号）で交付申請のありました駐車監視員

資格者証については、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

年 月 日

埼玉県公安委員会

印

照 会 先

〒

電話番号

裏面に教示文があります。

(裏面)

教示文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号（第7関係）

交指第 号 年 月 日					
埼玉県公安委員会 殿					
埼玉県警察本部長					
駐車監視員資格者証返納命令上申書					
次の者は、道路交通法第51条の13第2項各号のいずれかに該当すると認められるため、 駐車監視員資格者証の返納命令に係る処分を上申します。					
資格者証の 交付を 受けて いる者	本(国)籍				
	住 所	〒			
	電話番号				
	ふりがな	生年月日	年 月 日生	性 別	
	氏 名	第	(歳)		号
	資格者証番号				
交付年月日 公安委員会	年 月 日	公安委員会			
該 当 条 文	道路交通法第51条の13第2項第 号				
返 納 の 理 由					

駐車監視員資格者証返納命令書

（住 所）

（氏 名）

殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証

（第 号）の返納を命ずる。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に、当該
駐車監視員資格者証を埼玉県公安委員会に返納しなければなりません。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

照 会 先
〒
電話

(裏面)

教示文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。